

栃木市歯及び口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）及び栃木県民の歯及び口腔^{くう}の健康づくり推進条例（平成22年栃木県条例第50号）の趣旨を踏まえ、歯及び口腔^{くう}の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を、関連分野における多様な主体の自律性を重んじつつ、総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであって、子どもの健やかな成長、生活習慣病の予防、健康寿命の延伸等に資するものであることに鑑み、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 市民が自ら生涯にわたり歯及び口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- (2) 市民がその発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすること。
- (3) 保健、医療、福祉、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、歯及び口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、栃木県との連携を図りつつ、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、歯及び口腔の健康づくりについての関心及び理解を深めるとともに、市、歯科医師会等が行う歯科口腔保健の推進に関する取組に積極的に参加するよう努めなければならない。

2 市民は、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯及び口腔の疾患及び異常の有無に係る定期的な検診、健康診査、歯科医療、保健指導並びにかかりつけ歯科医の支援（以下「歯科検診等」という。）を受けることにより、歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

（歯科医師等の責務）

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、基本理念にのっとり、市が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。

（保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等の役割）

第6条 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者は、市民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることのできる環境の整備を図る

上で、その果たすべき役割の重要性に鑑み、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員の歯科検診等を受ける機会の確保を図ることその他当該従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

(歯及び口腔の健康づくりのための基本的施策)

第8条 市は、歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 妊産婦に対する歯科保健対策を推進すること。
- (2) 乳幼児期及び学齢期における虫歯及び歯肉炎の予防対策を推進すること。
- (3) 成人期における歯周疾患の予防対策を推進すること。
- (4) 高齢期における口腔機能の維持及び向上のための施策を推進すること。
- (5) 障がい者、介護を必要とする者等に対する適切な歯及び口腔の健康づくりを推進すること。
- (6) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集、普及及び啓発を推進すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを図るために必要な施策を推進すること。

(基本計画)

第9条 市長は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的

な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する基本的な方針
- (2) 歯及び口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 基本計画の進行管理及び評価方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、歯及び口腔の健康づくりに関して学識経験を有する者の意見を聴くとともに、広く市民等の意見を求めるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（財政上の措置等）

第10条 市は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。